

新 旧 対 照 表

現 行	改 正	内 容								
大分市上下水道局建設工事の情報共有システム活用の手引き 1. (略) 2. (略) 3. 対象工事について (1) 対象工事は、大分市上下水道局が発注する公共事業に係る建設工事のうち、<u>予定価格 130 万円を超える工事</u>とする。 対象工事は特記仕様書に情報共有システム活用<u>試行</u>工事であることを明示する。 ※「<u>情報共有システム活用試行</u>」の<u>対象工事</u>のうち、受注者が情報共有システムを活用<u>試行</u>することを希望し、受発注者間で協議が整った場合に、実施することができる「受注者希望型」とする。 (2) 対象外工事であっても、受注者の申し出があれば<u>試行</u>対象工事とすることができるものとする。 <table><tr><td>対象工事 (特記仕様書に記載)</td><td>・ 予定価格 130 万円を超える<u>建設</u>工事</td></tr><tr><td>対象外工事 (特記仕様書に記載なし)</td><td>・ 予定価格 130 万円以下の<u>建設</u>工事</td></tr></table> 表 1： 対象・対象外の工事について 4. 特記仕様書の記載 <u>対象工事について、特記仕様書に情報共有システム活用<u>試行</u>工事であることを明示すること。</u>特記仕様書への記載例は、「大分市上下水道局建設工事の情報共有システム活用<u>試行</u>要領の運用」の別紙「特記仕様書記載例」のとおりとする。 5. 情報共有システム及び電子納品の実施確認 受注者は、<u>施工計画書提出時に</u>実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定するものとする。 6. 情報共有システムの選定 情報共有システムの決定にあたっては、受発注者協議によるものとするが、下記の項目を	対象工事 (特記仕様書に記載)	・ 予定価格 130 万円を超える <u>建設</u> 工事	対象外工事 (特記仕様書に記載なし)	・ 予定価格 130 万円以下の <u>建設</u> 工事	大分市上下水道局建設工事の情報共有システム活用の手引き 1. (略) 2. (略) 3. 対象工事について (1) 対象工事は、大分市上下水道局が発注する公共事業に係る土木工事のうち、<u>予定価格 130 万円を超える工事及び営繕工事（プラント設備除く）のうち、予定価格 130 万円以上かつ発注者の指定する工事</u>とする。 対象工事は特記仕様書に情報共有システム活用工事であることを明示する。 ※<u>土木工事は、情報共有システム活用対象工事のうち</u>、受注者が情報共有システムを活用することを希望し、受発注者間で協議が整った場合に、実施することができる「受注者希望型」とする。<u>営繕工事については、「発注者指定型」とする。</u> (2) 対象外工事であっても、受注者の申し出があれば<u>情報共有システム活用</u>対象工事とすることができるものとする。 <table><tr><td>対象工事 (特記仕様書に記載)</td><td>・ 予定価格 130 万円を超える<u>土木</u>工事 ・ <u>予定価格 130 万円以上かつ発注者の指定する営繕工事（プラント設備除く）</u></td></tr><tr><td>対象外工事 (特記仕様書に記載なし)</td><td>・ 予定価格 130 万円以下の土木工事 ・ <u>対象工事以外の営繕工事（プラント設備含む）</u></td></tr></table> 表 1： 対象・対象外の工事について 4. 特記仕様書の記載 <u>対象工事について、特記仕様書に情報共有システム活用工事であることを明示すること。</u>特記仕様書への記載例は、「大分市上下水道局建設工事の情報共有システム活用要領の運用」の別紙「特記仕様書記載例」のとおりとする。 5. 情報共有システム及び電子納品の実施確認 受注者は、<u>工事着手前までに対面による打合せ又は電子メールにより</u>、実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定するものとする。 <u>なお、監督員と行った実施の意向における協議内容については、情報共有システムにより後日、提出することとする。</u> 6. 情報共有システムの選定 情報共有システムの決定にあたっては、受発注者協議によるものとするが、下記の項目を	対象工事 (特記仕様書に記載)	・ 予定価格 130 万円を超える <u>土木</u> 工事 ・ <u>予定価格 130 万円以上かつ発注者の指定する営繕工事（プラント設備除く）</u>	対象外工事 (特記仕様書に記載なし)	・ 予定価格 130 万円以下の土木工事 ・ <u>対象工事以外の営繕工事（プラント設備含む）</u>	(変更) (削除) (変更) (削除) (追加) (変更) (変更) (変更) (削除) (削除) (変更)
対象工事 (特記仕様書に記載)	・ 予定価格 130 万円を超える <u>建設</u> 工事									
対象外工事 (特記仕様書に記載なし)	・ 予定価格 130 万円以下の <u>建設</u> 工事									
対象工事 (特記仕様書に記載)	・ 予定価格 130 万円を超える <u>土木</u> 工事 ・ <u>予定価格 130 万円以上かつ発注者の指定する営繕工事（プラント設備除く）</u>									
対象外工事 (特記仕様書に記載なし)	・ 予定価格 130 万円以下の土木工事 ・ <u>対象工事以外の営繕工事（プラント設備含む）</u>									

全て満たしていることとする。 （１）情報共有システムは、国土交通省のホームページ「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」に掲載されている情報共有システム提供者のものとする。 （国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表： http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/） （２）大分県様式あるいは大分県様式に類似する様式による工事帳票の作成が可能なシステムとする。 （大分県様式：http:// www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html） 7. （略） 8. 情報共有システムの契約及び利用料 使用するシステムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。 情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料等）は、<u>土木工事標準歩掛り等の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。</u> 共通仮設費等の率計上分に含まれていない積算基準書に基づく工事については、<u>情報共有システムを利用した場合でも、費用の積み上げ計上は行わないものとする。</u> 9. （略） 10. システムの機能について システムの機能は、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev〇〇)」に記載のある機能とする。(Revision は、最新のものを参考とする。令和3年度現在、Revision は Rev5.3 と記載している。) 情報共有システムを利用するにあたっては、工事帳票の授受に関する機能（発議書類作成機能、ワークフロー機能（事前打合せ機能は除く）、書類管理機能）、工事後に保管が必要な書類を出力する機能（工事書類等入出力・保管支援機能）の利用を必須とする。<u>その他の機能を利用する場合については、受発注者間で協議を行い、決定すること。</u> 11. 工事書類の提出について 「大分市上下水道局電子納品<u>試行</u>運用ガイドライン【工事編】（以下「ガイドライン」）」の電子納品対象項目となった場合は、電子成果品を完成時に監督員に提出するものとする。「ガイドライン」の適用を受けない工事については、紙媒体に出力し提出するものとする。 工事帳票の処理及び提出については、「（別紙1）工事書類一覧表」を参考とする。	全て満たしていることとする。 （１）情報共有システムは、国土交通省のホームページ「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」に掲載されている情報共有システム提供者のものとする。 （国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表： http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/） （国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表（営繕工事編） https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html） （２）大分県様式あるいは大分県様式に類似する様式による工事帳票の作成が可能なシステムとする。 （大分県様式：http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html） 7. （略） 8. 情報共有システムの契約及び利用料 使用するシステムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。 情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料等） 土木工事：土木工事標準歩掛等の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。 営繕工事：共通仮設費に積み上げて計上する。 共通仮設費等の率計上分に含まれていない積算基準書に基づく工事については、<u>受注者が希望した場合のみ情報共有システムを利用し、費用の積み上げ計上は行わないものとする。</u> 9. （略） 10. システムの機能について システムの機能は、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev〇〇)」に記載のある機能とする。(Revision は、最新のものを参考とする。令和6年度現在、Revision は Rev5.6 と記載している。) 情報共有システムを利用するにあたっては、工事帳票の授受に関する機能（発議書類作成機能、ワークフロー機能（事前打合せ機能は除く）、書類管理機能）、工事後に保管が必要な書類を出力する機能（工事書類等入出力・保管支援機能）の利用を必須とする。<u>その他の機能を利用する場合については、受発注者間で協議を行い、決定すること。</u> 11. 工事書類の提出について 「大分市上下水道局電子納品運用ガイドライン【工事編】（以下「ガイドライン」）」の電子納品対象項目となった場合は、電子成果品を完成時に監督員に提出するものとする。「ガイドライン」の適用を受けない工事については、紙媒体に出力し提出するものとする。 工事帳票の処理及び提出については、「（別紙1）工事書類一覧表」を参考とする。	（修正） （追加） （修正） （変更） （追加） （変更） （変更） （変更） （削除）
--	--	---

1 2. (略)

1 3. 利用上の留意事項
工事帳票発議のうち、以下の工事帳票については紙媒体での提出を行う。

①施工計画書（変更施工計画書含む）

②重要事項の指示・承諾・協議案件等（重要変更にかかる事項）

重要事項とは、システム上の協議等で受発注者間の意思疎通が図られない事項など、協議後等にトラブルの発生が考えられるもの。想定されるものとして、設計(契約)変更、地域住民への対応、関係機関との協議、工事現場での事故、その他不測の事態などあるが、重要事項の判断はあくまでも受発注者間の協議で判断すること。

③視認性に劣る資料

④その他

・工事中に事故が発生し「大分市上下水道局建設工事等に係る労災事故等対応マニュアル」に準じた事故報告書(様式1号・2号・3号)の提出については、紙媒体での提出とする。

1 4. アンケート
監督員は、対象工事となった受注者へ「(別紙2) 情報共有システム活用試行工事アンケート」を配布する。情報共有システム利用の有無に関わらず、配布すること。
アンケートは、完成検査までに監督員に提出する。提出されたアンケートは、検査を担当する検査員（契約監理室職員）に提出すること。

1 5. (略)

改訂履歴

要領・基準名称	備考
大分市上下水道局建設工事の情報共有システム活用の手引き	令和4年4月 初版
	令和5年4月 改正

1 2. (略)

1 3. 利用上の留意事項
工事帳票発議のうち、以下の工事帳票については紙媒体での提出を行う。

① 監督員が求めるもの

② 視認性に劣る資料

③ その他

・工事中に事故が発生し「大分市上下水道局建設工事等に係る労災事故等対応マニュアル」に準じた事故報告書(様式1号・2号・3号)の提出については、紙媒体での提出とする。

1 4. アンケート
監督員は、対象工事となった受注者へ「(別紙2) 情報共有システム活用工事アンケート」を配布する。情報共有システム利用の有無に関わらず、配布すること。
アンケートは、完成検査までに監督員に提出する。提出されたアンケートは、検査を担当する検査員（契約監理室職員）に提出すること。

1 5. (略)

改訂履歴

要領・基準名称	備考
大分市建設工事の情報共有システム活用の手引き	令和4年4月 初版
	令和5年4月 改正
	令和7年4月 改正

(変更)

(削除)

(追加)